

# 熊本県公報

号外 第 3 8 号  
平成 23 年 12 月 22 日 (木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	4
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	（税務課）	13
○熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	（障がい者支援課）	13
○水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例	（環境保全課）	14
○熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	（消費生活課）	15
○熊本県地域振興局設置条例及び熊本県熊本土木事務所設置条例の一部を改正する条例	（監理課）	15
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例	（高校教育課）	15
○熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（学校人事課）	17
○東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特務手当の特例に関する条例	（人事課）	18
○熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例	（森林整備課）	19

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとし、別表を改正することとした。
- (1) 公有水面埋立法等に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の埋立てに関する事務（別表第 1 号関係）  
移譲先：玉名市
  - (2) 地方自治法に基づく事務のうち、県有財産（一般国道（国が管理するものを除く。）及び都道府県道の用に供されているものに限る。）の管理に関する事務（別表第 2 号関係）  
移譲先：熊本市
  - (3) 国有財産法に基づく事務のうち、準用河川の用に供されている国有財産の管理等に関する事務（別表第 4 号関係）  
移譲先：嘉島町
  - (4) 国有財産法に基づく事務のうち、一般国道（国が管理するものを除く。）及び都道府県道の用に供されている国有財産の管理等に関する事務（別表第 4 号関係）  
移譲先：熊本市
  - (5) 国有財産法に基づく事務のうち、一級河川（国土交通大臣が指定する区間に限る。）及び二級河川（知事が指定する区間に限る。）に供されている国有財産の管理等に関する事務（別表第 4 号関係）  
移譲先：熊本市
  - (6) 国有財産法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の農林水産大臣所管の国有財産の管理等に関する事務（別表第 5 号関係）  
移譲先：玉名市、芦北町
  - (7) 母体保護法等に基づく事務のうち、受胎調節実地指導員の指定等に関する事務（新規）  
移譲先：熊本市
  - (8) 医療法等に基づく事務のうち、医療法人（2 以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものを除く。）の認可等に関する事務（別表第 8 号関係）  
移譲先：熊本市

- (9) 漁港漁場整備法及び熊本県漁港管理条例に基づく事務のうち、県管理漁港の区域内の水域等における占用の許可に関する事務（別表第10号関係）  
移譲先：熊本市
- (10) 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務（別表第11号関係）  
移譲先：熊本市（熊本市富合町、城南町及び植木町の区域に係る事務を除く。）、荒尾市、天草市、長洲町、益城町、山都町
- (11) 港湾法及び熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾区域及び港湾隣接地域の占用等の許可等に関する事務（別表第12号関係）  
移譲先：熊本市（熊本港港湾区域に係る事務を除く。）
- (12) 旅券法に基づく事務のうち、旅券の申請受付・交付等に関する事務（別表第14号関係）  
移譲先：熊本市
- (13) 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務（別表第15号関係）  
移譲先：熊本市
- (14) 海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用の許可等に関する事務（別表第18号関係）  
移譲先：熊本市（熊本港港湾区域と重複する海岸保全区域に係る事務を除く。）、八代市（海岸法第40条第1項第1号から第4号までに規定する海岸保全区域に係る事務を除く。）
- (15) 調理師法等に基づく事務のうち、調理師業務従事届出の受理等に関する事務（新規）  
移譲先：熊本市
- (16) 都市計画法等に基づく事務のうち、開発行為等の規制に関する事務（別表第29号関係）  
移譲先：八代市
- (17) 都市再開発法等に基づく事務のうち、市街地再開発事業の決定等に関する事務（新規）  
移譲先：熊本市
- (18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務のうち、事業の登録等に関する事務（別表第31号関係）  
移譲先：熊本市
- (19) 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置等の届出等に関する事務（別表第37号関係）  
移譲先：玉名市、上天草市、苓北町
- (20) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等に基づく事務のうち、第一種指定化学物質の届出等に関する事務（新規）  
移譲先：熊本市
- (21) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、愛がん鳥獣の捕獲許可等に関する事務（別表第40号関係）  
移譲先：八代市
- (22) 栄養士法施行令に基づく事務のうち、管理栄養士に係る申請受付等に関する事務（別表第42号関係）  
移譲先：熊本市
- (23) 熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾施設の使用等の許可に関する事務（別表第59号関係）  
移譲先：熊本市（百貫港に係る事務）
- (24) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく事務のうち、ハートビルの建築促進に関する事務（別表第66号関係）  
移譲先：天草市
- (25) 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例に基づく事務のうち、報告の要求及び立入検査等に関する事務について対象施設を追加（別表第70号関係）  
移譲先：熊本市
- (26) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく事務のうち、建築物環境配慮計画書の届出の受理等に関する事務（別表第71号関係）  
移譲先：天草市
- 2 熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定され、法律上熊本市長が処理することとなる事務について、関係規定を整理することとした。（別表第16号及び第35号関係）
- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、法律上市町村長が処理することとなる事務について、関係規定を整理することとした。（別表第2号、第3号、第15号、第20号、第21号、第24号、第28号、第29号、第32号、第34号、第36号、第39号、第67号及び第68号関係）
- 4 その他規定を整理することとした。（別表第9号及び第22号関係）

- 5 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、4については公布の日から、1の(12)については平成24年4月2日から、1の(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、2のうち第21号の改正規定については平成25年4月1日から施行することとした。
- 6 1 (12)を除く。) に関し、各改正規定の施行の際知事が行った処分等で現に効力を有するもの又は各改正規定の施行日前に知事に対してなされた申請等は、各改正規定の施行日以後事務を移譲する市町村の長に對してなされた申請等又は各改正規定の施行日以後事務を移譲する市町村の長に對してなされた申請等とみなすこととした。(附則第2項及び第4項関係)
- 7 1の(12)に関し、平成24年4月2日前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の規定にかかわらず知事が管理し、及び執行することとした。(附則第3項関係)

#### ◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。(第30条、附則第7項関係)
- 2 この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。
- (1) 熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正【第1条】  
「第5条第8項」を「第5条第9項」に改めることとした。(第5条、別表関係)
- (2) 熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正【第2条】  
「第5条第9項」を「第5条第8項」に改めることとした。(第5条、別表関係)
- (3) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正【第3条】  
「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改めることとした。(第9条の2関係)
- (4) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正【第4条】  
「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めることとした。(第9条の2関係)
- 2 (1)及び(3)については公布の日から、(2)及び(4)については平成24年4月1日から施行することとした。

#### ◇水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例で定める上乗せ排水基準の適用区域の表記方法を改めることとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の失効の期限を「平成24年12月31日」から「平成25年12月31日」に改めることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県地域振興局設置条例及び熊本県熊本土木事務所設置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市と下益城郡城南町の廃置分合及び熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合の際設けた宇城地域振興局及び鹿本地域振興局の土木に関する事務に係る所管区域の特例を廃止することとした。(第1条関係)
- 2 熊本市と下益城郡城南町の廃置分合及び熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合の際設けた熊本土木事務所の所管区域の特例を廃止することとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 県立学校の名称を変更することとした。(第2条関係)
- 2 第2条の表に県立学校の種類の欄を設けることとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

#### ◇熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等に基づく事務のうち、子ども手当の受給資格及び額の認定に関する事務を各市町村に移譲す

- ることとした。（第 2 条の表第 3 号、第 2 条の表第 4 号関係）
- 2 次に掲げる事務について、熊本市に移譲することとした。
  - (1) 学校教育法に基づく事務のうち、専修学校（市町村の設置するものに限る。）の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）等の認可等に関する事務（第 2 条の表第 5 号関係）
  - (2) 学校給食法施行令及び学校給食法施行規則に基づく事務のうち、義務教育諸学校（市町村の設置するものに限る。）における給食の開設又は廃止の届出の受理等に関する事務（第 2 条の表第 6 号関係）
- 3 熊本市が地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に指定され、熊本市の県費負担職員給与の決定に関する事務を熊本市教育委員会が行うこととされることに伴い、関係規定を整理することとした。（第 2 条の表第 1 号関係）
- 4 1 は公布の日から起し、2 は平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 1 及び 2 に係る経過措置をそれぞれ定めることとした。（附則第 2 項及び第 3 項関係）

◇東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

- 1 警察職員が東日本大震災に対処するため、福島第一原子力発電所の周辺の区域で業務を行った場合、特殊勤務手当として東日本大震災関連作業手当を支給することとした。（第 1 条関係）
- 2 東日本大震災に対処するため、警察職員が災害警備等作業に引き続き 5 日以上従事した場合の手当の額は、1 日につき「840 円（極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額）に 840 円を加算した額」とすることとした。（第 2 条関係）
- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行し、1 は平成 23 年 4 月 22 日から、2 は平成 23 年 8 月 1 日から適用することとした。
- 5 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて平成 23 年 8 月 1 日以後の分として支給を受けた災害警備等作業に係る手当は、2 による災害警備等作業に係る手当の内払とみなすこととした。（附則第 2 項関係）

◇熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の失効する日を「平成 24 年 12 月 31 日」から「平成 27 年 12 月 31 日」に改めることとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 49 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
 第 1 条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号事務の欄中「施行令」を「令」に改め、同欄(22)中「施行令」を「令」に改め、同号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、玉名市」を加え、同表第 2 号事務の欄(3)を次のように改める。

(3) 法第 149 条第 6 号の規定による財産（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 5 条第 1 項に規定する一般国道（同法第 13 条第 1 項に規定する指定区間内のものを除く。）及び同法第 7 条第 1 項に規定する都道府県道の用に供されているものに限る。）の管理（境界確定に係るものに限る。）に関する事務

別表第 2 号事務の欄(4)を削り、同号市町村等の欄を次のように改める。

(1) 及び (2) に掲げる事務にあっては各市町村、(3) に掲げる事務にあっては熊本市

別表第 3 号を削り、同表第 4 号事務の欄中「という。）」の次に「、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 199 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）」を加え、「に基づく」の次に「事務（第 16 号及び第 30 号に掲げるものを除く。）のうち、」を加え、「に関する事務のうち、」を「に係る」に改め、同欄(6)中「（昭和 43 年法律第 100 号）」を削り、「(4)」を「(1)、(2)及び(5)」に改め、同欄(6)を同欄(8



(8) 政令第5条の規定による指定証又は標識の再交付に関する事務	
(9) 省令第13条第1項及び第15条第2項の規定による届出の受理に関する事務	
(10) 省令第13条第2項及び第15条第5項の規定による名簿の記載事項の抹消に関する事務	
(11) 省令第14条第3項の規定による提出の受理に関する事務	
(12) 省令第15条第1項の規定による申請の受理に関する事務	
(13) 省令第15条第3項の規定による標識の返納の受理に関する事務	
(14) 省令第15条第4項の規定による指定の取消しに関する事務	
(15) 省令第15条第6項の規定による指定証又は標識の返納の受理に関する事務	

別表第8号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、「掲げるもの」の次に「(12)から(27)まで及び(30)から(32)までに掲げる事務にあつては、2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。」を加え、同欄(13)中「施行令」を「政令」に改め、同欄(13)を同欄(29)とし、同欄(12)中「施行令」を「政令」に改め、同欄(12)を同欄(28)とし、同欄(11)の次に次のように加える。

- (12) 法第42条の2第1項の規定による認定に関する事務
- (13) 法第42条の2第2項、第45条第2項、第55条第7項（法第57条第5項において準用する場合を含む。）、第64条第3項、第64条の2第2項及び第66条第2項の規定による意見の聴取に関する事務
- (14) 法第44条第1項、第46条の2第1項ただし書、第46条の3第1項ただし書、第47条第1項ただし書、第50条第1項、第55条第6項及び第57条第4項の規定による認可に関する事務
- (15) 法第44条第3項の規定による決定に関する事務
- (16) 法第46条の4第5項及び第6項の規定による選任に関する事務
- (17) 法第46条の4第7項第4号の規定による報告の受理に関する事務
- (18) 法第50条第3項、第52条第1項、第55条第8項、第56条の6及び第56条の11の規定による届出の受理に関する事務
- (19) 法第52条第2項の規定による閲覧に関する事務
- (20) 法第56条の12第3項の規定による意見の要求又は調査の嘱託の受理に関する事務
- (21) 法第56条の12第4項の規定による意見の陳述に関する事務
- (22) 法第63条第1項の規定による報告の要求又は立入検査に関する事務
- (23) 法第64条第1項の規定による命令に関する事務
- (24) 法第64条第2項の規定による命令又は勧告に関する事務
- (25) 法第64条の2第1項の規定による認定の取消し及び命令に関する事務
- (26) 法第65条及び第66条第1項の規定による認可の取消しに関する事務
- (27) 法第67条第1項の規定による弁明の機会の付与に関する事務

別表第8号事務の欄に次のように加える。  
 (30) 政令第5条の11第1項の規定による医療法人台帳の備付け及び記載に関する事務

- (31) 政令第5条の11第2項の規定による通知に関する事務
- (32) 政令第5条の12及び第5条の13の規定による届出の受理に関する事務

別表第9号事務の欄中(18)及び(19)を削り、(20)を(18)とし、(21)から(37)までを2ずつ繰り上げ、同表第10号事務の欄中「及び熊本県漁港管理条例」を「、熊本県漁港管理条例」に改め、「条例」という。)の次に「及び法の施行のための規則」を加え、同欄(6)中「に係る事務のうち」を「のための」に改め、同号市町村等の欄中「までに掲げる事務にあつては」の次に「熊本市、」を加え、同表第11号事務の欄中「施行規則」を「省令」に改め、「省令」に改め、同欄(27)から同欄(29)までの規定中「熊本市(熊本市富合町、熊本市城南町及び熊本市植木町の区域に係る事務を除く。)、」を、「八代市」の次に「、荒尾市」を、「水俣市」の次に「、天草市」を、「南関町」の次に「、長洲町」を、「御船町」の次に「、益城町」を、「甲佐町」の次に「、山都町」を、「以外のものにあつては」の次に「熊本市(熊本市富合町、熊本市城南町及び熊本市植木町の区域に係る事務を除く。)、」を加え、別表第12号事務の欄中「基づく事務」の次に「(第59号に掲げるものを除く。)」を、「次に掲げるもの」の次に「(三角港及び熊本港の港湾区域又は港湾隣接地域に係るものを除く。)」を加え、同号市町村等の欄中

「上天草市（三角港港湾区域及び港湾隣接地域に係る事務を除く。）」を「熊本市、上天草市」に改め、同表第14号市町村等の欄を次のように改める。

各市町村

別表第15号事務の欄中(1)から(4)までを削り、(5)を(1)とし、同欄(6)中「(5)」を「(1)」に、「(7)」を「(3)」に改め、同欄中(6)を(2)とし、(7)を(3)とし、(8)を(4)とし、同欄(9)中「(8)」を「(4)」に、「(10)」を「(6)」に改め、同欄中(9)を(5)とし、(10)を(6)とし、同欄(11)中「(5)」を「(1)」に、「(10)」を「(6)」に、「(16)」を「(12)」に、「(18)」を「(14)」に改め、同欄(11)を同欄(7)とし、同欄(12)中「(11)」を「(7)」に改め、同欄(12)を同欄(8)とし、同欄(13)中「(11)」を「(7)」に改め、同欄(13)を同欄(9)とし、同欄(14)中「(11)」を「(7)」に改め、同欄(14)を同欄(10)とし、同欄(15)中「(14)」を「(10)」に、「(16)」を「(12)」に、「(18)」を「(14)」に改め、同欄(15)を同欄(11)とし、同欄(16)中「(5)」を「(1)」に、「(8)」を「(4)」に改め、同欄(16)を同欄(12)とし、同欄(17)中「(5)」を「(1)」に、「(8)」を「(4)」に改め、同欄(17)を同欄(13)とし、同欄(18)中「(17)」を「(13)」に改め、同欄(18)を同欄(14)とし、同号市町村等の欄中「(1)から(4)まで及び(15)（(1)から(4)までに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務にあつては各市町村、(5)から(14)まで、(15)（(1)から(4)までに掲げる事務に係るものを除く。）及び(16)から(18)までに掲げる事務にあつては」を「熊本市、」に改め、同表第16号事務の欄中「基づく事務」の次に「（第3号に掲げるものを除く。）」を、「次に掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄中「各市（熊本市及び）」の次に「熊本市及び」を加え、「熊本市については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の18の規定により中核市が処理することとされている事務を除く。」を削り、同表第18号事務の欄中「掲げるもの」の次に「（(1)から(3)まで及び(9)に掲げる事務にあつては、三角港、八代港及び熊本港の港湾区域又は港湾隣接地域と重複する海岸保全区域に係るものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄を次のように改める。

(1)から(4)までに掲げる事務のうち、法第40条第1項第1号から第4号までに規定する海岸保全区域に係るものにあつては熊本市、宇土市、上天草市、宇城市、氷川町、芦北町、苓北町、当該海岸保全区域以外の海岸保全区域に係るものにあつては熊本市、八代市、宇土市、上天草市、宇城市、氷川町、芦北町、苓北町、(5)から(8)までに掲げる事務にあつては熊本市、八代市、上天草市、芦北町、苓北町、(9)に掲げる事務のうち、法第40条第1項第1号から第4号までに規定する海岸保全区域に係るものにあつては熊本市、宇土市、上天草市、宇城市、氷川町、芦北町、苓北町、当該海岸保全区域以外の海岸保全区域に係るものにあつては熊本市、八代市、宇土市、上天草市、宇城市、氷川町、芦北町、苓北町、一般公共海岸区域に係るものにあつては熊本市、八代市、上天草市、芦北町、苓北町

別表第20号事務の欄中「掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄中「八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、」を削り、同表第22号事務の欄中「すべて」を「全て」に改め、(10)及び(11)を削り、(12)を(10)とし、(13)から(25)までを2ずつ繰り上げ、(26)を削り、同表中第56号を削り、第55号を第56号とし、第48号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第47号を削り、第46号を第48号とし、第43号から第45号までを2号ずつ繰り下げ、同表第42号事務の欄中「施行令」を「政令」に改め、同欄(2)中「施行令」を「政令」に改め、その次に次のように加える。

(2) 政令第1条第2項、第3条第3項、第4条第2項及び第3項、第5条第2項並びに第6条第2項の規定による知事を経由する申請の受付に関する事務

(3) 政令第1条第3項（施行令第5条第5項及び第6条第7項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の交付に関する事務

別表第42号事務の欄に次のように加え、同号を同欄第44号とする。

(5) 政令第6条第5項並びに第8条第2項及び第4項の規定による知事を経由する免許証の返納の受付に関する事務

別表第41号を同表第43号とし、同表第40号事務の欄中「施行規則」を「省令」に改め、同欄(17)及び同欄(18)中「施行規則」を「省令」に改め、同号市町村等の欄中「（(1)から(6)まで及び(15)から(17)までに掲げる事務（メジロに係るものに限る。）並びに(7)から(14)まで及び(18)に掲げる事務にあつては、八代市を除く。）」を削り、同号を同表第42号とし、同表第39号事務の欄中「掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄中「各市（熊本市及び上天草市を除く。）」を削り、同号を同表第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

41 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 熊本市

促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 6 号。以下この号において「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成 1 3 年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第 5 条第 3 項の規定による主務大臣に対する届出の経由及び意見の付与に関する事務
- (2) 法第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項及び第 3 項並びに第 8 条第 2 項及び第 4 項の規定による通知の受理に関する事務
- (3) 法第 7 条第 5 項の規定による説明の要求に関する事務
- (4) 法第 8 条第 5 項の規定による通知に係る事項の集計及び公表に関する事務
- (5) 法第 1 3 条の規定による資料の提供の要求又は意見の陳述に関する事務
- (6) 省令第 1 2 条第 1 項及び第 3 項の規定による届出の受理に関する事務
- (7) 省令第 1 2 条第 2 項の規定による通知に関する事務
- (8) 省令第 1 2 条第 4 項の規定による使用の停止に関する事務

別表第 3 8 号を同表第 3 9 号とし、同表第 3 7 号市町村等の欄中「人吉市」の次に「玉名市」を、「宇土市」の次に「上天草市」を、「球磨村」の次に「苓北町」を加え、同号を同表第 3 8 号とし、同表第 3 6 号事務の欄中「掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄中「八代市、天草市、山鹿市、」を削り、同号を同表第 3 7 号とし、同表第 3 5 号を削り、同表第 3 4 号事務の欄中「掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄中「八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、」を削り、同号を同表第 3 6 号とし、同表第 3 3 号を同表第 3 5 号とし、同表第 3 2 号事務の欄中「掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄中「八代市、天草市、山鹿市、」を削り、同号を同表第 3 4 号とし、同表中第 3 1 号を削り、第 3 0 号を第 3 1 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

3 2 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号。以下この号において「法」という。）及び都市再開発法施行令（昭和 4 4 年政令第 2 3 2 号。以下この号において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 5 4 号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第 7 条の 9 第 1 項、第 7 条の 1 6 第 1 項、第 7 条の 1 7 第 4 項、第 7 条の 2 0 第 1 項、第 1 1 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 3 8 条第 1 項、第 4 1 条第 3 項（法第 5 0 条の 1 1 第 2 項（法第 1 0 6 条第 7 項において準用する場合を含む。）及び第 1 0 6 条第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 4 5 条第 4 項、第 5 0 条の 2 第 1 項、第 5 0 条の 9 第 1 項、第 5 0 条の 1 2 第 1 項並びに第 5 0 条の 1 5 第 1 項の規定による認可に関する事務
- (2) 法第 7 条の 9 第 3 項の規定による意見の聴取に関する事務
- (3) 法第 7 条の 1 5 第 1 項（法第 7 条の 1 6 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 1 9 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を法第 3 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 5 0 条の 8 第 1 項（法第 5 0 条の 9 第 2 項及び第 5 0 条の 1 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付に関する事務

熊本市



- (4) 法第7条の17第7項及び第28条第1項の規定による届出の受理に関する事務
- (5) 法第7条の17第8項、第7条の20第2項において準用する法第7条の15第1項、第28条第2項、第45条第6項、第50条の15第2項において準用する法第50条の8第1項、第113条（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）、第117条第1項（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）、第124条の2第3項及び第125条の2第5項の規定による公告に関する事務
- (6) 法第7条の19第1項、第49条及び第50条の14第1項の規定による承認に関する事務
- (7) 法第16条第1項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に関する事務
- (8) 法第16条第2項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）及び第27条第8項の規定による提出の受理に関する事務
- (9) 法第16条第3項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知に関する事務
- (10) 法第16条第5項（法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理及び手続に関する事務
- (11) 法第27条第4項第3号の規定による報告の受理に関する事務
- (12) 法第48条の2第3項の規定による意見の要求又は調査の嘱託の受理に関する事務
- (13) 法第48条の2第4項の規定による意見の陳述に関する事務
- (14) 法第72条第1項後段（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第133条第1項の規定による認可に関する事務（個人施行者（法第7条の15第2項に規定する個人施行者をいう。以下この号において同じ。）、市街地再開発組合（法第8条第1項の市街地再開発組合をいう。以下この号において同じ。）及び再開発会社（法第50条の2第3項に規定する再開発会社をいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）
- (15) 法第99条の3第3項（法第99条の8第5項（法第118条の28第2項において準用する場合を含む。）及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定による承認に関する事務（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (16) 法第99条の8第5項（法第118条の28第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第98条第2項の規定による代執行に関する事務（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (17) 法第112条、第114条ただし書（法第118条の30第2項において準用する場合を含む。）及び第118条の30第1項の規定による決定に関する事務
- (18) 法第118条の6第1項後段（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する事務（再開発会社に係るものに限る。）

- (19) 法第124条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は勧告、助言若しくは援助に関する事務（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (20) 法第124条第3項、第125条第3項及び第125条の2第3項の規定による命令に関する事務
- (21) 法第124条の2第1項の規定による検査及び命令に関する事務
- (22) 法第124条の2第2項、第125条第4項及び第125条の2第4項の規定による認可の取消しに関する事務
- (23) 法第125条第1項及び第2項並びに第125条の2第1項及び第2項の規定による検査に関する事務
- (24) 法第125条第5項の規定による総会の招集に関する事務
- (25) 法第125条第6項の規定による投票に関する事務
- (26) 法第125条第7項の規定による議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しに関する事務
- (27) 法第128条第1項の規定による審査請求に関する事務（市街地再開発組合及び再開発会社がした処分に係るものに限る。）
- (28) 政令第4条の2第3項（政令第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による承認に関する事務
- (29) 政令第49条の規定による提出の受理に関する事務（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社に係るものに限る。）
- (30) 政令第52条第2項の規定による認定に関する事務
- (31) 省令第39条第2項の規定による掲示に関する事務（法第58条第3項及び第4項において準用する法第19条第1項の公告に係るものを除く。）
- (32) 省令第39条第3項の規定による掲示に関する事務（法第58条第4項において準用する法第19条第1項の公告に係るものを除く。）
- (33) 省令第39条第5項の規定による掲示に関する事務

- 33 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この号において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第12条の2第1項の規定による登録に関する事務
  - (2) 法第12条の4の規定による登録の取消しに関する事務
  - (3) 法第12条の5第1項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問に関する事務
  - (4) 省令第32条の規定による登録証明書の交付に関する事務
  - (5) 省令第33条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務

熊本市

別表第29号事務の欄中「施行規則」を「省令」に改め、「及び法の施行のための規則に基づく事務」の次に「（第3号に掲げるものを除く。）」を、「次に掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同欄(14)を同欄(13)とし、同欄(13)に、「に係る事務のうち」を「のため」に改め、同欄(14)を同欄(38)とし、同欄(13)中「施行規則」を「省令」に改め、「及び第39条第1項」を削り、同欄(13)を同欄(34)とし、その次に次のように加える。

- (35) 省令第37条の規定による登録簿の閉鎖に関する事務
- (36) 省令第38条第1項の規定による閲覧所の設置に関する事務

(37) 省令第38条第2項の規定による閲覧規則の制定並びに閲覧所の場所及び閲覧規則の告示に関する事務  
 別表第29号事務の欄(12)中「(5)、(7)、(8)及び(9)の許可等」を「(3)、(6)、(15)、(16)、(24)及び(28)の許可、(12)及び(18)の承認、(26)の買取り並びに(27)の先買い等」に改め、同欄(12)を同欄(33)とし、同欄(11)中「から第3項までの規定による許可の取消し又は変更等の監督処分等」を「の規定による許可、認可若しくは承認の取消し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは条件の付加又は命令」に、「(5)、(7)、(8)及び(9)の許可等」を「(3)、(6)、(15)、(16)、(24)及び(28)の許可、(12)及び(18)の承認、(26)の買取り並びに(27)の先買い等」に改め、同欄(11)を同欄(30)とし、その次に次のように加える。

(31) 法第81条第2項の規定による代執行に関する事務（(1)、(3)、(6)、(15)、(16)、(24)及び(28)の許可、(12)及び(18)の承認、(26)の買取り並びに(27)の先買い等に係るものに限る。）

(32) 法第81条第3項の規定による公示に関する事務（(1)、(3)、(6)、(15)、(16)、(24)及び(28)の許可、(12)及び(18)の承認、(26)の買取り並びに(27)の先買い等に係るものに限る。）

別表第29号事務の欄(10)中「提出」の次に「の要求」を加え、「(5)及び(9)の許可」を「(3)、(6)、(15)、(16)、(24)及び(28)の許可並びに(12)及び(18)の承認」に改め、同欄(10)を(29)とし、(5)から(9)までを19ずつ繰り下げ、(4)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9) 法第36条第1項の規定による届出の受理に関する事務

(10) 法第36条第2項の規定による検査及び検査済証の交付に関する事務

(11) 法第36条第3項の規定による公告に関する事務

(12) 法第37条第1号の規定による承認に関する事務

(13) 法第38条の規定による届出の受理に関する事務

(14) 法第41条第1項（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による制限の設定に関する事務

(15) 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可に関する事務

(16) 法第42条第1項ただし書の規定による許可に関する事務

(17) 法第42条第2項（法第65条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務

(18) 法第45条の規定による承認に関する事務

(19) 法第46条の規定による登録簿の調製及び保管に関する事務

(20) 法第47条第1項（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録に関する事務

(21) 法第47条第2項及び第3項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への附記に関する事務

(22) 法第47条第4項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の修正に関する事務

(23) 法第47条第5項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の保管及びその写しの交付に関する事務

別表第29号事務の欄(3)を同欄(4)とし、その次に次のように加える。

(5) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議に関する事務

(6) 法第35条の2第1項の規定による許可に関する事務

(7) 法第35条の2第3項の規定による届出の受理に関する事務

別表第29号事務の欄(2)の次に次のように加える。

(3) 法第29条第1項及び第2項の規定による許可に関する事務

別表第29号市町村等の欄を次のように改め、同号を同表第30号とする。

(1)、(2)及び(24)から(28)までに掲げる事務にあつては長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町、(3)、(5)から(7)まで、(9)から(23)まで及び(35)から(37)までに掲げる事務にあつては八代市、(4)、(8)、(34)及び(38)に掲げる事務にあつては各市（熊本市、八代市及び上天草市を除く。）、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町、(29)に掲げる事務のうち、(1)、(24)及び(28)の許可に係るものにあつては長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町、(3)、(6)、(15)及び(16)の許可並びに(12)及び(18)の承認に係るものにあつては八代市、(30)から(33)までに掲げる事務のうち、(1)、(24)及び(28)の許可、(26)の買取り並びに(27)の先買い等に係るものにあつては長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町、(3)、(6)、(15)及び(16)の許可並びに(12)及び(18)の承認に係るものにあつては八代市

別表第28号事務の欄中「掲げるもの」の次に「（法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。）」を加え、同号市町村等の欄中「八代市、天草市、山鹿市、」を削り、同号を同表第29号とし、同表中第27号を第28号とし、

第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、同表第24号事務の欄中「掲げるもの」の次に「(法の規定により指定都市又は市の長が処理することとされているものを除く。)」を加え、同欄(8)中「工場立地法の一部を改正する法律」を「工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律」に改め、同号市町村等の欄中「八代市、宇土市、」を削り、同号を同表第25号とし、同表第23号の次に次の1号を加える。

<p>24 調理師法(昭和33年法律第147号。以下この号において「法」という。)、調理師法施行令(昭和33年政令第303号。以下この号において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第5条の2第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務</p> <p>(2) 政令第1条、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第14条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> <p>(3) 政令第14条第4項及び第15条の規定による知事に対する免許証の返納の受付に関する事務</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>熊本市</p>
---	------------

別表第59号事務の欄中「基づく事務」の次に「(第12号に掲げるものを除く。)」を加え、「市町に存する港湾(熊本港、百貫港、本渡港及び大門港を除く。)の港湾施設(三角港にあっては、二号待合所に限る。)に係る」を削り、「掲げるもの」の次に「(熊本港、本渡港及び大門港の港湾施設に係るものを除き、三角港の港湾施設にあっては三角港二号待合所に係るものに限る。)」を加え、同欄(4)中「事務」の次に「(1)及び(2)の許可に係るものに限る。)」を加え、同号市町村等の欄中「から(4)までに掲げる事務にあっては上天草市、芦北町、荅北町、(3)に掲げる事務((1)の許可に係るものに限る。)及び(4)に掲げる事務((1)の許可に係るものに限る。)にあっては熊本市、天草市、宇城市、長洲町」を「に掲げる事務にあっては熊本市、上天草市、芦北町、荅北町、(3)及び(4)に掲げる事務のうち、(1)の許可に係るものにあつては熊本市、天草市、上天草市、宇城市、長洲町、芦北町、荅北町、(2)の許可に係るものにあつては熊本市、上天草市、芦北町、荅北町」に改め、同表第66号市町村等の欄中号「八代市」の次に、「天草市」を加え、同表第67号及び第68号を削り、第69号を第67号とし、同表第70号事務の欄中「熊本に存する」を削り、「市町村保健センター、放課後児童健全育成事業を行う事業所、助産施設、母子生活支援施設、保育所、施設、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、母子福祉センター、母子休養ホ一ム、母子健康センター、介護老人保健施設、療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助又は福祉ホ一ムが設置する児童自立支援施設及び児童相談所、婦人相談所並びに婦人保健施設を除く」に改め、同号を同表第68号とし、同表第71号市町村等の欄中「八代市」の次に「、天草市」を加え、同号を同表第69号とする。

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3号事務の欄(9)中「及び(4)」を「、(4)及び(5)」に改め、同欄(9)を同欄(10)とし、同欄(8)中「及び(5)」を「、(4)及び(6)」に改め、同欄(8)を同欄(9)とし、同欄(7)中「及び(5)」を「、(4)及び(6)」に改め、同欄(7)を同欄(8)とし、同欄(6)中「及び(5)」を「、(4)及び(6)」に改め、同欄(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同欄(4)中「(昭和39年法律第167号)」を削り、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)の次に次のように加える。

- (4) 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項に規定する一級河川(同法第9条第5項の規定により国土交通大臣が指定する区間に限る。)及び同法第5条第1項に規定する二級河川(同法第10条第2項の規定により知事が指定する区間に限る。)の用に供されている国有財産に係る次に掲げる事務
- ア 法第31条の2第1項の規定による立入りに関する事務
- イ 法第31条の3第1項の規定による協議に関する事務
- ウ 法第31条の4第2項の規定による決定に関する事務
- エ 法第31条の5第1項の規定による通告の受理に関する事務
- オ 法第31条の5第3項の規定による通知及び公告に関する事務
- カ 法第5条の規定による管理(境界確定に係るものに限る。)に関する事務(イからオまでに掲げるものを除く。)

別表第3号市町村等の欄中「及び(2)」を「、(2)及び(4)」に、「及び(5)」を「及び(6)」に、「、(4)」を「、(5)」に、「(6)から(8)」を「(7)から(9)」に、

「(5)の国有財産に係るもの」に「(6)の国有財産に係るもの」に改める。

第3条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3号事務の欄中「第30号」を「第29号」に改め、同表第12号事務の欄中「第59号」を「第58号」に改め、同表中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第69号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第9号事務の欄の改正規定及び同表第22号事務の欄の改正規定 公布の日

(2) 第1条中別表第14号市町村等の欄の改正規定及び附則第3項の規定 平成24年4月2日

(3) 第2条及び附則第4項の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(4) 第3条の規定 平成25年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれ法令又は条例(以下この項において「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも同日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、同日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に旅券法(昭和26年法律第267号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、新条例別表第14号の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際第2条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表第3号事務の欄に掲げる事務に係る同欄(4)及び同欄(7)から同欄(10)までに掲げる法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同法第3号に掲げる規定の施行の日前に同欄(4)及び同欄(7)から同欄(10)までに掲げる法令の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも同日以後において新条例別表第3号市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、同日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第50号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第30条第3号中「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に改め、同条第4号中「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に、「寄附金と」を「特定寄附金と」に改める。

(熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例(平成20年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新条例第30条」を「熊本県税条例等の一部を改正する条例(平成23年熊本県条例第50号)による改正後の熊本県税条例第30条」に、「同条第3号及び第4号」を「同条第4号」に、「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第51号

熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
(熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正)

第1条 熊本県子ども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条 熊本県子ども総合療育センター条例の一部を次のように改正する。

第3条 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則  
この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成24年4月1日から施行する。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第52号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 上乗せ排水基準の適用区域(第2条関係)

区 域	範 囲
有明海及び八代海水域	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市(浄南町、南町、太田町、南新町、東町、港町、栄町、諏訪町、中央新町、古川町、川原町、東浜町、船之尾町、川原新町、山の手町、本渡町、大浜町、城下町、小松原町、浜崎町、今釜町、今釜新町、北浜町、北原町、丸尾町、中村町、八幡町、亀場町、榎宇土町、志柿町、瀬戸町、下浦町、楠浦町、本町、佐伊津町、旭町、宮地岳町、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町(大字御領及び大字鬼池(字小河内、字杉ノ迫、字歌ノ迫、字山ノ迫、字眞五郎、字蓑ノ尾、字沖ノ丸、字仁田丸、字代々迫、字平野、字クズ渕、字南平、字桐ノ木平、字梅ノ木通、字船ノ河内、字水無、字タブノキ迫、字柳原、字古開、字古道、字上葛籠河内、字下葛籠河内、字田ノ迫、字松原、字鳥越及び字番山を除く。))に限る。)、河浦町大字宮野河内(字桂山、字市ノ渡、字大曲、字柳迫、字亀岩、字城戸、字立石及び字鞍置を除く。)、牛深町岡東区、久玉町(内の原区を除く。))及び深海町に限る。)、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市(一の宮町(手野字北山及び三野字白木山に限る。))及び波野を除く。)、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町(大字高森、大字上色見及び大字色見に限る。)、同郡南阿蘇村、同郡西原村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町(長崎、馬見原、滝上、大野(字宮ノ後に限る。))、柳井原(字長迫、字宮ノ後及び字三津目に限る。))、塩原(字ウツボギに限る。))、菅尾(字前及び字南園を除く。))、塩出迫(字牛ヶ山、字巻山、字瀬ノ口、字下牧野、字上牧野、字芹原及び字高原を除く。))、米迫、今、八木、柏、二瀬本、花上、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾(字中原、字永松、字芳谷、字十ヶ谷、字後迫、字塔ノ上、字上ノ山、字上ノ原、字迫尻、字水谷、字蚊久保、字石割迫、字屏風切、字新黒谷、字東谷、字中尾、字岩ノ上、字道別、字

橋場、字赤岩、字西平、字東平、字下尾刎、字山造、字坂下、字中小屋、字境谷、字長須、字高見、字高尾、字高山及び字ツラツキを除く。)及び二津留を除く。)、八代郡、葦北郡、球磨郡錦町(国有林宮崎森林管理署えびの森林管理センター四四林班から四六林班までを除く。)、同郡あさぎり町(大字皆越字八ノ峯、国有林宮崎森林管理署西諸事務所一四林班及び一五林班並びに同森林管理署えびの森林管理センター四七林班から五〇林班までを除く。)、同郡多良木町(大字槻木を除く。)、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村及び同郡球磨村の区域に属する公共用水域

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第53号**

熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例  
熊本県消費者行政活性化基金条例(平成21年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県地域振興局設置条例及び熊本県熊本土木事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第54号**

熊本県地域振興局設置条例及び熊本県熊本土木事務所設置条例の一部を改正する条例

(熊本県地域振興局設置条例の一部改正)

第1条 熊本県地域振興局設置条例(平成10年熊本県条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、第13項を第12項とする。

(熊本県熊本土木事務所設置条例の一部改正)

第2条 熊本県熊本土木事務所設置条例(平成10年熊本県条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

附 則  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第55号**

熊本県立学校条例の一部を改正する条例  
熊本県立学校条例(昭和39年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。  
第2条(見出しを含む)中「県立学校の」の次に「種類、」を加え、同条の表を次のように改める。

種類	名称	位置
高等学校	熊本県立済々黉高等学校	熊本市
	熊本県立熊本高等学校	熊本市
	熊本県立第一高等学校	熊本市
	熊本県立第二高等学校	熊本市
	熊本県立熊本西高等学校	熊本市
	熊本県立熊本北高等学校	熊本市
	熊本県立東稜高等学校	熊本市

	熊本県立湧心館高等学校	熊本市
	熊本県立玉名高等学校	玉名市
	熊本県立荒尾高等学校	荒尾市
	熊本県立南関高等学校	玉名郡南関町
	熊本県立鹿本高等学校	山鹿市
	熊本県立菊池高等学校	菊池市
	熊本県立大津高等学校	菊池郡大津町
	熊本県立阿蘇中央高等学校	阿蘇市
	熊本県立小国高等学校	阿蘇郡小国町
	熊本県立高森高等学校	阿蘇郡高森町
	熊本県立御船高等学校	上益城郡御船町
	熊本県立甲佐高等学校	上益城郡甲佐町
	熊本県立宇土高等学校	宇土市
	熊本県立松橋高等学校	宇城市
	熊本県立八代高等学校	八代市
	熊本県立八代清流高等学校	八代市
	熊本県立八代東高等学校	八代市
	熊本県立水俣高等学校	水俣市
	熊本県立人吉高等学校	人吉市
	熊本県立人吉高等学校五木分校	球磨郡五木村
	熊本県立多良木高等学校	球磨郡多良木町
	熊本県立天草高等学校	天草市
	熊本県立天草高等学校天草西校	天草市
	熊本県立天草高等学校倉岳校	天草市
	熊本県立牛深高等学校	天草市
	熊本県立上天草高等学校	上天草市
	熊本県立河浦高等学校	天草市
	熊本県立熊本商業高等学校	熊本市
	熊本県立球磨商業高等学校	球磨郡錦町
	熊本県立鹿本商工高等学校	山鹿市
	熊本県立熊本工業高等学校	熊本市
	熊本県立玉名工業高等学校	玉名市
	熊本県立小川工業高等学校	宇城市
	熊本県立八代工業高等学校	八代市
	熊本県立球磨工業高等学校	人吉市
	熊本県立天草工業高等学校	天草市
	熊本県立熊本農業高等学校	熊本市
	熊本県立北稜高等学校	玉名市
	熊本県立鹿本農業高等学校	山鹿市
	熊本県立菊池農業高等学校	菊池市
	熊本県立翔陽高等学校	菊池郡大津町
	熊本県立矢部高等学校	上益城郡山都町
	熊本県立八代農業高等学校	八代市
	熊本県立八代農業高等学校泉分校	八代市
	熊本県立芦北高等学校	葦北郡芦北町
	熊本県立南稜高等学校	球磨郡あさぎり町
	熊本県立苓明高等学校	天草市
	熊本県立苓洋高等学校	天草郡苓北町
特別支援	熊本県立盲学校	熊本市



学校	熊本県立熊本聾学校	熊本市
	熊本県立ひのくに高等支援学校	合志市
	熊本県立熊本支援学校	熊本市
	熊本県立松橋西支援学校	宇城市
	熊本県立松橋支援学校	宇城市
	熊本県立松橋東支援学校	宇城市
	熊本県立荒尾支援学校	荒尾市
	熊本県立大津支援学校	菊池郡大津町
	熊本県立菊池支援学校	合志市
	熊本県立黒石原支援学校	合志市
	熊本県立小国支援学校	阿蘇郡小国町
	熊本県立芦北支援学校	葦北郡芦北町
	熊本県立球磨支援学校	球磨郡多良木町
	熊本県立天草支援学校	天草市
	熊本県立苓北支援学校	天草郡苓北町
中学校	熊本県立玉名高等学校附属中学校	玉名市
	熊本県立宇土中学校	宇土市
	熊本県立八代中学校	八代市

附 則  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第56号**

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1号中「次項及び第3項において」を「以下」に改め、「係る事務」の次に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第58条第1項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の教育委員会が行うこととされているものを除く。）」を、「各市町村」の次に「（熊本市を除く。）」を加え、同表第3号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

4 職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第16条第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条の規定による子ども手当の支給資格及び額の認定に関する事務	各市町村
5 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第130条第1項の規定による専修学校（市町村の設置するものに限る。以下この号において同じ。）の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更の認可に関する事務 (2) 法第130条第4項の規定による通知に関する事務 (3) 法第131条の規定による専修学校の名称、位置若しくは学則を変更しようとする場合又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下この号において「政令」という。）第24条の3第1号に掲げる場合の届出の受理に関する事務 (4) 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定による各種学校（市町村の設置するものに限る。）の設置廃止、	熊本市



- ととされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- 2 東日本大震災関連作業手当の額は、作業に就いた日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与え、人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
  - (2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円
  - (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
  - (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
- 3 警察職員が同一の日に前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合において、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときは、当該手当の額が最も高いもの以外の手当は、支給しない。
- 4 第2項第1号又は第3号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る東日本大震災関連作業手当の額は、前2項の規定により受けべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- （災害警備等作業に係る手当の額の特例）
- 第2条 東日本大震災に対処するため、警察職員が熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）別表に規定する災害警備等作業に引き続き5日以上従事した場合における同条例の規定は適用する。同表第19号作業の相当額にその100分の100に相当する額を加算した額）とあるのは、「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」に840円を加算した額」とする。
- （委任）
- 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定は平成23年4月22日から、第2条の規定は平成23年8月1日から適用する。
  - 2 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて平成23年8月1日以後の分として支給を受けた災害警備等作業に係る手当は、第2条の規定により読み替えて適用される同条例の規定による災害警備等作業に係る手当の内払とみなす。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成23年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第58号**

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例  
熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例（平成21年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。